

市役所・行政センター・支所

市の窓口は12月31日(木)から1月5日(火)まで休みとなり、住民票、印鑑登録証明書などの交付も休止となります(コアかがやき内鳥取支所分室、西郵便局での交付も休止です)。



なお、出生・死亡・婚姻などの戸籍の届け出は、この間も市役所防災庁舎、各行政センターの警備員室窓口で受け付けします。

※12月26日(土)は、通常通りの土曜開庁(市役所防災庁舎2階の戸籍住民課窓口と鳥取支所分室)を実施しますが、戸籍謄抄本(除籍・改製原含む)・身分証明書・住民票の写し・住民票記載事項証明書(年金現況届など)および印鑑登録証明書の発行のみ取り扱います(ただし申請は本人または家族などに限ります)。

■年末年始のパスポート業務

- ◎申請は12月28日(月)まで、交付は12月30日(水)まで。
- ◎年内に交付を希望される方は、12月14日(月)までに申請してください。

■住基カード業務

- ◎公的認証サービス(電子証明書の新規発行・更新)は12月22日(火)まで。
- ◎住基カードの交付は年内をもって終了します。

医療機関 休診日は次の通りです

■市立釧路総合病院 ■市立釧路国民健康保険阿寒診療所

■市立釧路国民健康保険音別診療所

◎12月31日(木)から1月5日(火)まで休診。

■道立阿寒湖畔診療所 ■釧路赤十字病院 ■釧路労災病院

◎12月29日(火)から1月3日(日)まで休診。



急病の場合の案内、受診は下記へ

◆救急当番病院の案内

24時間体制で案内しています。
救急医療情報案内センター(☎0120-20-8699)

■夜間急病センター(内科、小児科)

診察 午後7時~翌午前7時
受付 午後6時30分~翌午前6時30分(住吉2-12-37 ☎44-6776)



■休日緊急歯科診療所

12月30日(水)から1月3日(日)までの午前10時から午後4時まで診察します(城山2-2-15 釧路歯科医師会館内 ☎42-8336)。

まなぼっと幣舞・市民文化会館・博物館・図書館・美術館・子ども遊学館・道立芸術館

■まなぼっと幣舞 ■市民文化会館 ■博物館

◎12月31日(木)から1月5日(火)まで休み。

■図書館

◎12月25日(金)、28日(月)と31日(木)から1月5日(火)まで休み。

■美術館

◎12月28日(月)から1月8日(金)まで休み。

■子ども遊学館 ■道立芸術館

◎12月28日(月)から1月3日(日)まで休み。



動物園・ふれあいホースパーク・MOO

■動物園

◎12月29日(火)から1月2日(土)まで休み。

■ふれあいホースパーク

◎12月30日(水)から1月2日(土)まで休み。

■MOO

◎1月1日(金)休み。12月31日(木)と1月2日(土)~4日(月)は午後5時まで。
※2~3階の飲食店は営業時間がそれぞれ異なります。



水道

■上下水道料金お客様サービスセンター

◎12月31日(木)から1月5日(火)まで休み。



《当番事業者》

■釧路地域 ■阿寒本町地区

当番日	当番事業者	電話番号
12/31(木)	大同工業(株)	52-2291
1/1(金)	第一水道工業(株)	23-3414
1/2(土)	(株)鈴木設備工務店	36-4281
1/3(日)	(株)共立	22-0808
1/4(月)	太平洋設備(株)	46-3474
1/5(火)	総合設備(株)	25-3116

■阿寒湖温泉地区

当番日	当番事業者	電話番号
12/31(木)~1/5(火)	カンエイ実業(株)	67-3207

■音別地域

当番日	当番事業者	電話番号
12/31(木)~1/5(火)	山田水道機工(株)	01547-2-2586



水道が凍結し、お湯をかけても水が出ない場合は、各当番事業者までご連絡ください。

ごみ収集など

釧路地域

■ごみ収集

◎12月31日(木)から1月3日(日)まで休み。※資源物の収集も休み。

■釧路広域連合清掃工場、ごみ最終処分場・粗大ごみ処理センター

◎12月31日(木)は午後0時30分まで開場。1月1日(金)から1月3日(日)まで休み。

■資源リサイクルセンター

◎12月31日(木)から1月3日(日)まで休み。



阿寒地域

■ごみ収集

◎12月31日(木)から1月3日(日)まで休み。※資源物の収集も休み。

■阿寒町ごみ最終処分場

◎12月31日(木)から1月3日(日)まで休み。

■資源物保管施設

◎12月31日(木)から1月5日(火)まで休み。

音別地域

■ごみ収集

◎12月31日(木)から1月3日(日)まで休み。※資源物の収集も休み。

し尿くみ取り

■釧路・阿寒・音別地域

◎12月30日(水)から1月5日(火)まで休み。



最後ののお知らせです!

①「臨時福祉給付金」②「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限は12月30日(水)です!!

12月30日(水)(当日消印有効)までに申請書の提出がない場合は、各給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。

申請先: ①、②(公務員の方)は市役所本庁舎2階臨時・特例給付金対策室 ②(公務員以外の方)は児童手当現況届を市役所防災庁舎2階子ども支援課

問合せ先: 市役所臨時・特例給付金対策室(☎31-4500) ※特設窓口およびコールセンターは11月30日で終了しました。